

八戸市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後	変 更 前																																								
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 〔1〕 略 〔2〕 略 〔3〕 略 〔4〕 これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証 （1）略 （2）第2期中心市街地活性化基本計画の取組 ①事業実施状況と主な事業の成果 ＜事業実施状況＞ 略 ＜主な事業の成果＞ ○六日町地区複合ビル整備事業 <table><tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～28年度</td></tr><tr><td>実施主体</td><td>株式会社江陽閣</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>老朽化した2つのビルを解体し、商業・オフィスを有する複合ビルを整備する。</td></tr><tr><td>成果</td><td>平成28年7月に六日町地区複合ビル「Garden Terrace」がオープン。1階には「本のまち八戸交流拠点形成事業」による公設の書店「八戸ブックセンター」が同年12月に開業したほか、コーヒーショップ、オフィス、飲食店が入居しており、中心市街地の新たな賑わい拠点となっている。 ※図表（略）</td></tr></table> ②各数値目標の評価・検証 略 〔5〕 略 〔6〕 略 2. 中心市街地の位置及び区域 略 3. 中心市街地の活性化の目標 〔1〕 略 〔2〕 略 〔3〕 略 〔4〕 目標値の設定 （1）「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に関する数値目標の目標値 【歩行者通行量】 ・数値指標の概要 略 ・目標値設定の考え方 ア～エ 略 オ. 花小路整備事業による効果 【花小路3地点の内訳】 <table><tr><td></td><td>H28（実績値）</td><td>H29（実績値）</td><td>H35（見込値）</td></tr><tr><td>A中央ビル</td><td>4,154</td><td>6,152</td><td>6,152</td></tr><tr><td>Bガーデンテラス</td><td>2,330</td><td>1,023</td><td>3,728</td></tr></table>	事業期間	平成25年度～28年度	実施主体	株式会社江陽閣	事業概要	老朽化した2つのビルを解体し、商業・オフィスを有する複合ビルを整備する。	成果	平成28年7月に六日町地区複合ビル「Garden Terrace」がオープン。1階には「本のまち八戸交流拠点形成事業」による公設の書店「八戸ブックセンター」が同年12月に開業したほか、コーヒーショップ、オフィス、飲食店が入居しており、中心市街地の新たな賑わい拠点となっている。 ※図表（略）		H28（実績値）	H29（実績値）	H35（見込値）	A中央ビル	4,154	6,152	6,152	Bガーデンテラス	2,330	1,023	3,728	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 〔1〕 略 〔2〕 略 〔3〕 略 〔4〕 これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証 （1）略 （2）第2期中心市街地活性化基本計画の取組 ①事業実施状況と主な事業の成果 ＜事業実施状況＞ 略 ＜主な事業の成果＞ ○六日町地区複合ビル整備事業 <table><tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～28年度</td></tr><tr><td>実施主体</td><td>八戸市</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>老朽化した2つのビルを解体し、商業・オフィスを有する複合ビルを整備する。</td></tr><tr><td>成果</td><td>平成28年7月に六日町地区複合ビル「Garden Terrace」がオープン。1階には「本のまち八戸交流拠点形成事業」による公設の書店「八戸ブックセンター」が同年12月に開業したほか、コーヒーショップ、オフィス、飲食店が入居しており、中心市街地の新たな賑わい拠点となっている。 ※図表（略）</td></tr></table> ②各数値目標の評価・検証 略 〔5〕 略 〔6〕 略 2. 中心市街地の位置及び区域 略 3. 中心市街地の活性化の目標 〔1〕 略 〔2〕 略 〔3〕 略 〔4〕 目標値の設定 （1）「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に関する数値目標の目標値 【歩行者通行量】 ・数値指標の概要 略 ・目標値設定の考え方 ア～エ 略 オ. 花小路整備事業による効果 【花小路3地点の内訳】 <table><tr><td></td><td>H28（実績値）</td><td>H29（実績値）</td><td>H35（見込値）</td></tr><tr><td>A中央ビル</td><td>4,154</td><td>6,152</td><td>6,152</td></tr><tr><td>Bガーデンテラス</td><td>2,330</td><td>1,023</td><td>3,728</td></tr></table>	事業期間	平成25年度～28年度	実施主体	八戸市	事業概要	老朽化した2つのビルを解体し、商業・オフィスを有する複合ビルを整備する。	成果	平成28年7月に六日町地区複合ビル「Garden Terrace」がオープン。1階には「本のまち八戸交流拠点形成事業」による公設の書店「八戸ブックセンター」が同年12月に開業したほか、コーヒーショップ、オフィス、飲食店が入居しており、中心市街地の新たな賑わい拠点となっている。 ※図表（略）		H28（実績値）	H29（実績値）	H35（見込値）	A中央ビル	4,154	6,152	6,152	Bガーデンテラス	2,330	1,023	3,728
事業期間	平成25年度～28年度																																								
実施主体	株式会社江陽閣																																								
事業概要	老朽化した2つのビルを解体し、商業・オフィスを有する複合ビルを整備する。																																								
成果	平成28年7月に六日町地区複合ビル「Garden Terrace」がオープン。1階には「本のまち八戸交流拠点形成事業」による公設の書店「八戸ブックセンター」が同年12月に開業したほか、コーヒーショップ、オフィス、飲食店が入居しており、中心市街地の新たな賑わい拠点となっている。 ※図表（略）																																								
	H28（実績値）	H29（実績値）	H35（見込値）																																						
A中央ビル	4,154	6,152	6,152																																						
Bガーデンテラス	2,330	1,023	3,728																																						
事業期間	平成25年度～28年度																																								
実施主体	八戸市																																								
事業概要	老朽化した2つのビルを解体し、商業・オフィスを有する複合ビルを整備する。																																								
成果	平成28年7月に六日町地区複合ビル「Garden Terrace」がオープン。1階には「本のまち八戸交流拠点形成事業」による公設の書店「八戸ブックセンター」が同年12月に開業したほか、コーヒーショップ、オフィス、飲食店が入居しており、中心市街地の新たな賑わい拠点となっている。 ※図表（略）																																								
	H28（実績値）	H29（実績値）	H35（見込値）																																						
A中央ビル	4,154	6,152	6,152																																						
Bガーデンテラス	2,330	1,023	3,728																																						

C ハートビル	649	1, 539	1, 539
計	7, 133	8, 714	<u>11, 419</u>

カ～キ 略

【公共施設来館者数】

・数値指標の概要 略

・目標設定の考え方

ア～イ 略

ウ. 八戸市長根屋内スケート場建設事業による効果

エ～カ 略

(2) ～ (3) 略

[5] 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

当市の中心市街地は、これまで面的な都市基盤の整備が行われず、民間中心の協調建て替え等により、市街地環境が改善されてきたことから、江戸時代に城下町として整備された町割りがそのまま残されている。

現在は、八日町の大型ビル跡地に商業・居住機能を有した複合ビルの整備が進められているほか、良好な市街地形成を図るため、金融機関の建て替えも進められている。

また、遊休資産の利活用を図るため、旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭の山車小屋と広場の整備も進めているところである。

道路整備については、平成 15 年度に「くらしのみちゾーン」として国に登録され、現在、停車場上線の一部と鳥屋部町線を中心として、順次、道路改良を進めているほか、主要地方道八戸大野線の電線類地中化も進められている。また、平成 31 年秋頃の供用開始を目指し整備している八戸市長根屋内スケート場に関連した、長根公園の周辺道路の整備も進めている。

一方、J R 本八戸駅と三日町などの中心街区を結ぶ本八戸駅通りについては、自動車や歩行者の通行量が多いにも関わらず、歩行空間が狭く危険なうえ、商店街はシャッター通り化しつつある。こうした状況の改善を図るため、平成 23 年度に「本八戸駅通り地区まちづくり協議会」と市は「まちづくり協定」を締結し、地区の住民と行政が連携したまちづくりを進めているほか、都市計画道路 3・5・1 沼館三日町線の整備に向け用地補償交渉や歩道整備も進められている。

駐車場については、八戸市中央駐車場を建替整備し、新美術館の整備に伴う利用者の増加に対応するため、時間貸しの台数を増やすこととした。

(2) 略

(3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) へ移設</u>				

C ハートビル	649	1, 539	1, 539
計	7, 133	8, 714	<u>10, 533</u>

カ～キ 略

【公共施設来館者数】

・数値指標の概要 略

・目標設定の考え方

ア～イ 略

ウ. (仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業による効果

エ～カ 略

(2) ～ (3) 略

[5] 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

当市の中心市街地は、これまで面的な都市基盤の整備が行われず、民間中心の協調建て替え等により、市街地環境が改善されてきたことから、江戸時代に城下町として整備された町割りがそのまま残されている。

現在は、八日町の大型ビル跡地に商業・居住機能を有した複合ビルの整備が進められているほか、良好な市街地形成を図るため、金融機関の建て替えも進められている。

また、遊休資産の利活用を図るため、旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭の山車小屋と広場の整備も進めているところである。

道路整備については、平成 15 年度に「くらしのみちゾーン」として国に登録され、現在、停車場上線の一部と鳥屋部町線を中心として、順次、道路改良を進めているほか、主要地方道八戸大野線の電線類地中化も進められている。また、平成 31 年秋頃の供用開始を目指し整備している(仮称) 八戸市屋内スケート場に関連した、長根公園の周辺道路の整備も進めている。

一方、J R 本八戸駅と三日町などの中心街区を結ぶ本八戸駅通りについては、自動車や歩行者の通行量が多いにも関わらず、歩行空間が狭く危険なうえ、商店街はシャッター通り化しつつある。こうした状況の改善を図るため、平成 23 年度に「本八戸駅通り地区まちづくり協議会」と市は「まちづくり協定」を締結し、地区の住民と行政が連携したまちづくりを進めているほか、都市計画道路 3・5・1 沼館三日町線の整備に向け用地補償交渉や歩道整備も進められている。

駐車場については、八戸市中央駐車場を建替整備し、新美術館の整備に伴う利用者の増加に対応するため、時間貸しの台数を増やすこととした。

(2) 略

(3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場	市	旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供す	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金（都市再生整備計画事業（八戸市	

							を整備する 〔実施時期〕 平成 30～32 年度		るために広場を整備する。 当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。	中心拠点地区）） 〔実施時期〕 平成 31～32 年度		
	くらしのみちゾーン整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		くらしのみちゾーン整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	長根公園周辺道路等整備事業 〔内容〕 長根公園の周辺道路等を整備 〔実施時期〕 平成 27～30 年度	市	<u>八戸市長根</u> 屋内スケート場の整備にあわせ、周辺道路の整備や中心街からのアクセス道路の整備を推進することにより、回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与することが見込まれる。	〔措置の内容〕 社会資本整備 総合交付金（車道：道路事業） （歩道：都市再生整備計画事業（八戸市中心拠点地区）） 〔実施時期〕 平成 27～30 年度			長根公園周辺道路等整備事業 〔内容〕 長根公園の周辺道路等を整備 〔実施時期〕 平成 27～30 年度	市	<u>（仮称）八戸市</u> 屋内スケート場の整備にあわせ、周辺道路の整備や中心街からのアクセス道路の整備を推進することにより、回遊性の向上や移動の利便性向上に寄与することが見込まれる。	〔措置の内容〕 社会資本整備 総合交付金（車道：道路事業） （歩道：都市再生整備計画事業（八戸市中心拠点地区）） 〔実施時期〕 平成 27～30 年度		
	八戸都市計画道路事業3・5・1沼館三日町線（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		八戸都市計画道路事業3・5・1沼館三日町線（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	主要地方道八戸大野線無電柱化事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		主要地方道八戸大野線無電柱化事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	八日町地区複合ビル整備事業 〔内容〕 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する 〔実施時期〕 平成 24～ <u>令和 2 年度</u>	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	〔措置の内容〕 社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業） 〔実施時期〕 平成 24～ <u>令和元年度</u>			八日町地区複合ビル整備事業 〔内容〕 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する 〔実施時期〕 平成 24～ <u>31 年度</u>	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	〔措置の内容〕 社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業） 〔実施時期〕 平成 24～ <u>31 年度</u>		
	番町堀端町地区優良建築物等整備事業	株式会社青森銀行	市の美術館整備にあわせ建築協定により、銀行新社屋を整備	〔措置の内容〕 社会資本整備			番町堀端町地区優良建築物等整備事業	株式会社青森銀行	市の美術館整備にあわせ建築協定により、銀行新社屋を整備	〔措置の内容〕 社会資本整備		

	[内容] 老朽化した金融機関を建て替え、新たに整備する [実施時期] 平成 28～ <u>令和 2 年度</u>		することにより、良好な市街地の形成と良質な景観による豊かなまちなみの形成が期待されるほか、銀行内に多目的ギャラリーが整備されることにより、銀行利用者を始めとした来訪者の増加が見込まれる。	総合交付金（都市再生整備計画事業（八戸市中心拠点地区）） [実施時期] 平成 30～ <u>令和元年度</u>	
	花小路整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(3) 略					
(4) 国の支援がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期		実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>旧柏崎小学校跡地広場整備事業</u> [内容] <u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する</u> [実施時期] <u>平成 30 年度～</u>		<u>市</u>	<u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。</u> <u>当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。</u>		
<u>花小路周辺地区修景整備事業</u> [内容] <u>花小路修景整備に対する補助</u> [実施時期] <u>令和 2～5 年度</u>		<u>市・地権者等</u>	<u>自由に通り抜けできる花小路において修景整備を促進し、魅力ある空間を創出することで賑わい創出が見込まれる。</u>		
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					
[1] 都市福利施設の整備の必要性					
(1) 略					
(2) 都市福利施設の整備の必要性					
[教育文化施設]					
・施設老朽化のため美術館を新しく整備する必要がある。新美術館の整備にあたっては、市の施策である「アートによるまちづくり」の拠点施設として、美術館機能に加え、アートセンター機能、エデュケーションセンター機能をあわせ持つ施設として、人づくりやまちづくりに分野横断的に取り組むプログラムを実施する。また、八戸ポータルミュージアム「はっち」や、八戸ブックセンター等との事業連携に取り組み、来街と回遊を促す。					
[その他の都市福利施設]					

	[内容] 老朽化した金融機関を建て替え、新たに整備する [実施時期] 平成 28～ <u>31 年度</u>		することにより、良好な市街地の形成と良質な景観による豊かなまちなみの形成が期待されるほか、銀行内に多目的ギャラリーが整備されることにより、銀行利用者を始めとした来訪者の増加が見込まれる。	総合交付金（都市再生整備計画事業（八戸市中心拠点地区）） [実施時期] 平成 30～ <u>31 年度</u>	
	花小路整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(3) 略					
(4) 国の支援がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期		実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②より移設</u>					
<u>新規追加</u>					
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					
[1] 都市福利施設の整備の必要性					
(1) 略					
(2) 都市福利施設の整備の必要性					
[教育文化施設]					
・施設老朽化のため美術館を新しく整備する必要がある。新美術館の整備にあたっては、市の施策である「アートによるまちづくり」の拠点施設として、美術館機能に加え、アートセンター機能、エデュケーションセンター機能をあわせ持つ施設として、人づくりやまちづくりに分野横断的に取り組むプログラムを実施する。また、八戸ポータルミュージアム「はっち」や、八戸ブックセンター等との事業連携に取り組み、来街と回遊を促す。					
[その他の都市福利施設]					

・長根公園内にスケートやその他スポーツ、文化活動、大規模イベント等に利用可能な交流拠点施設「八戸市長根屋内スケート場」を整備していることから、スポーツ活動に資する施設・機能の充実を図り、中心市街地と長根公園を結ぶ新たな人の流れを創出する必要がある。

(3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>八戸市長根</u> 屋内スケート場建設事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
美術館整備事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
市立図書館環境整備事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)へ移設</u>				
長根公園再編事業 [内容] 災害時の防災拠点の役割を担う公園として整備する [実施時期] 平成 32～35 年度	市	<u>八戸市長根</u> 屋内スケート場の整備とともに、立地条件を最大限に生かした中心市街地における交流拠点として、また、災害時の防災拠点として役割を担う公園として整備を進め、長根公園から中心市街地へ回遊できる環境の整備を推進する。	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金（都市公園・緑地等事業） [実施時期] 平成 32～35 年度	
<u>八戸市長根</u> 屋内スケート場建設事業【再掲】（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
美術館整備事業【再掲】 [内容] 旧美術館跡地及び周辺の市有地の有効活用を図り	市	旧美術館跡地及び市有地の有効活用を図りながら、新しい美術館を整備することにより、来街者の増加や回遊性の向上に寄与	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金（都市再生整備計	

・長根公園内にスケートやその他スポーツ、文化活動、大規模イベント等に利用可能な交流拠点施設「(仮称)八戸市屋内スケート場」を整備していることから、スポーツ活動に資する施設・機能の充実を図り、中心市街地と長根公園を結ぶ新たな人の流れを創出する必要がある。

(3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業（略）</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
美術館整備事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
市立図書館環境整備事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する [実施時期] 平成 30～32 年度	市	旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。 当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金（都市再生整備計画事業（八戸市中心拠点地区）） [実施時期] 平成 31～32 年度	
長根公園再編事業 [内容] 災害時の防災拠点の役割を担う公園として整備する [実施時期] 平成 32～35 年度	市	<u>(仮称)八戸市</u> 屋内スケート場の整備とともに、立地条件を最大限に生かした中心市街地における交流拠点として、また、災害時の防災拠点として役割を担う公園として整備を進め、長根公園から中心市街地へ回遊できる環境の整備を推進する。	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金（都市公園・緑地等事業） [実施時期] 平成 32～35 年度	
<u>(仮称)八戸市</u> 屋内スケート場建設事業【再掲】（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
美術館整備事業【再掲】 [内容] 旧美術館跡地及び周辺の市有地の有効活用を図り	市	旧美術館跡地及び市有地の有効活用を図りながら、新しい美術館を整備することにより、来街者の増加や回遊性の向上に寄与	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金（都市再生整備計	

ながら新しい美術館を整備する 〔実施時期〕 平成 27～令和元年度		することが見込まれる。	画事業（八戸市中心拠点地区）） 〔実施時期〕 平成 27～令和元年度		ながら新しい美術館を整備する 〔実施時期〕 平成 27～32 年度		することが見込まれる。	画事業（八戸市中心拠点地区）） 〔実施時期〕 平成 27～32 年度	
（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
美術館整備事業 〔内容〕 旧美術館跡地及び周辺の市有地の有効活用を図りながら新しい美術館を整備する 〔実施時期〕 令和 2 年度	市	旧美術館跡地及び市有地の有効活用を図りながら、新しい美術館を整備することにより、来街者の増加や回遊性の向上に寄与することが見込まれる。	〔措置の内容〕 都市構造再編集集中支援事業 〔実施時期〕 令和 2 年度		新規追加				
（４） 国の支援がないその他の事業					（４） 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
公会堂・公民館改修事業 〔内容〕 公会堂及び公民館の施設を改修し整備する 〔実施時期〕 平成 31～令和 3 年度	市	八戸市公会堂・公民館は八戸市庁に隣接した文化交流施設であり、当事業を推進することにより、エレベーターの設置等で利便性の向上が図られるとともに、施設の耐震化で安全性の向上が図られる。また、公演会を目的に市民及び観光客が中心市街地を訪れる等、来街機会の増加とまちの賑わい創出が図られる。			公会堂・公民館改修事業 〔内容〕 公会堂及び公民館の施設を改修し整備する 〔実施時期〕 平成 31～32 年度	市	八戸市公会堂・公民館は八戸市庁に隣接した文化交流施設であり、当事業を推進することにより、エレベーターの設置等で利便性の向上が図られるとともに、施設の耐震化で安全性の向上が図られる。また、公演会を目的に市民及び観光客が中心市街地を訪れる等、来街機会の増加とまちの賑わい創出が図られる。		
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再携】 〔内容〕 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する 〔実施時期〕 平成 30 年度～	市	旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。 当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。			（２）②より移設。				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ① 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ① 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)へ移設</u>					旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する [実施時期] 平成 30～32 年度	市	旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。 当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（八戸市中心拠点地区）） [実施時期] 平成 31～32 年度	
八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 [内容] 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する [実施時期] 平成 24～ <u>令和 2 年度</u>	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） [実施時期] 平成 24～ <u>令和元年度</u>		八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 [内容] 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する [実施時期] 平成 24～ <u>31 年度</u>	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） [実施時期] 平成 24～ <u>31 年度</u>	
まちなか住宅取得支援事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	まちなか住宅取得支援事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(3) 略 (4) 国の支援がないその他の事業					(3) 略 (4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及	その他の事項

				び実施時期						び実施時期		
	まちの保健室事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			まちの保健室事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	【フラット 35】地域活性化型 [内容] まちなか住宅取得支援事業を活用する際、住宅ローン【フラット 35】の金利を当初5年間年 0.25%引き下げる [実施時期] 平成 30 年度～	独立行政法人住宅金融支援機構	八戸市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する市のまちなか住宅取得支援事業の補助金による財政的支援とあわせて、住宅ローン【フラット 35】の借入金利を当初5年間、年 0.25%引き下げるもので、まちなか居住が促進され、居住人口の増加が見込まれる。					【フラット 35】地域活性化型 [内容] まちなか住宅取得支援事業を活用する際、住宅ローン【フラット 35】の金利を当初5年間年 0.25%引き下げる [実施時期] 平成 30 年度	独立行政法人住宅金融支援機構	八戸市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する市のまちなか住宅取得支援事業の補助金による財政的支援とあわせて、住宅ローン【フラット 35】の借入金利を当初5年間、年 0.25%引き下げるもので、まちなか居住が促進され、居住人口の増加が見込まれる。		
	<u>旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再携】</u> [内容] <u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する</u> [実施時期] <u>平成 30 年度～</u>	市	<u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。</u> <u>当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。</u>					<u>（２）②より移設。</u>				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 略

〔2〕 具体的事業の内容

（1） 略

（2）① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業 [内容] IT・テレマーケティング関連産業の誘致企業に対する支援（賃料補助・雇用奨励金による補助）及び八	市	企業に対する賃料補助等の支援を活用して企業誘致を進めるとともに、進出企業と青森県、市が連携して設立した「八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会」において、業界全体の知名度向上とイメージアッ	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31 年 4 月</u>	<u>区域内外</u>

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 略

〔2〕 具体的事業の内容

（1） 略

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業（略）	（略）	（略）	（略）	
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業 [内容] IT・テレマーケティング関連産業の誘致企業に対する支援（賃料補助・雇用奨励金による補助）及び八	市	企業に対する賃料補助等の支援を活用して企業誘致を進めるとともに、進出企業と青森県、市が連携して設立した「八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会」において、業界全体の知名度向上とイメージアッ	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31～35 年</u>	<u>追加</u>

	戸 I T・テレマーケティング未来創造協議会事業の推進（負担金） 〔実施時期〕 平成 14 年度～		ブ、人材育成などを通じた地域活性化に官民一体となって取り組んでいる。当事業で I T・テレマーケティング関連産業のさらなる誘致に取り組むことにより、中心市街地へのオフィスの集積が図られることが見込まれる。	～令和 6 年 3 月	
	中心市街地オフィスビルパートナー制度事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	中心商店街空き店舗・空き床解消事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
	八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 〔内容〕 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する 〔実施時期〕 平成 24～令和 2 年度	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	〔措置の内容〕 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 〔実施時期〕 平成 24～令和元年度	
(3) 略					
(4) 国の支援がないその他の事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
	中心市街地商業機能誘致事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	横丁活性化事業 〔内容〕 個別に開催してきた横丁関連イベントを一体的に実施することで、八戸の観光資源である「横丁」の魅	市・民間	当事業は、八戸横丁連合協議会などの横丁関係団体や、 <u>一般財団法人 V I S I T はちのへ</u> 、八戸市等が連携し、横丁ラリーやガイドツアー、アートイベントなどを実施することで、横丁		

	戸 I T・テレマーケティング未来創造協議会事業の推進（負担金） 〔実施時期〕 平成 14 年度～		ブ、人材育成などを通じた地域活性化に官民一体となって取り組んでいる。当事業で I T・テレマーケティング関連産業のさらなる誘致に取り組むことにより、中心市街地へのオフィスの集積が図られることが見込まれる。	度	
	中心市街地オフィスビルパートナー制度事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	中心商店街空き店舗・空き床解消事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
	八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 〔内容〕 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する 〔実施時期〕 平成 24～31 年度	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	〔措置の内容〕 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 〔実施時期〕 平成 24～31 年度	
(3) 略					
(4) 国の支援がないその他の事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
	中心市街地商業機能誘致事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	横丁活性化事業 〔内容〕 個別に開催してきた横丁関連イベントを一体的に実施することで、八戸の観光資源である「横丁」の魅	市・民間	当事業は、八戸横丁連合協議会などの横丁関係団体や、 <u>（公社）八戸観光コンベンション協会</u> 、八戸市等が連携し、横丁ラリーやガイドツアー、アートイベントなどを実施することで、		

	力を内外に情報発信する 〔実施時期〕 平成 24 年度～		文化の効果的な情報発信による 賑わいの創出に寄与することが 見込まれる。					力を内外に情報発信する 〔実施時期〕 平成 24 年度～		横丁文化の効果的な情報発信に よる賑わいの創出に寄与するこ とが見込まれる。				
	まちなか講座事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			まちなか講座事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	商店街ポータルサイト運 営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			商店街ポータルサイト運 営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	市日はちのへ楽市楽座事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			市日はちのへ楽市楽座事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	まごころ宅配サービス事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			まごころ宅配サービス事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	はちのへホコテン実施事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			はちのへホコテン実施事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	創業拠点施設ハンドメイ ドレンタルボックス「テッ コ舎」運営事業 〔内容〕 創業支援スペースを運営 する 〔実施時期〕 平成 29 年度～	<u>株式会社ま ちづくり八 戸</u>	当事業は、自分の手で一生懸 命作ったものを買ってもらおう という商売の原点を大切にし、 その小さな生業を中心商店街で 体験してもらうための創業支援 スペースを運営するもので、手 作りの品を目当てにくる人等、 来街機会の増加につながると ともに賑わい創出にも寄与する ことが見込まれる。					創業拠点施設ハンドメイ ドレンタルボックス「テッ コ舎」運営事業 〔内容〕 創業支援スペースを運営 する 〔実施時期〕 平成 29 年度～	<u>八戸商工会 議所</u>	当事業は、自分の手で一生懸 命作ったものを買ってもらおう という商売の原点を大切にし、 その小さな生業を中心商店街で 体験してもらうための創業支援 スペースを運営するもので、手 作りの品を目当てにくる人等、 来街機会の増加につながると ともに賑わい創出にも寄与する ことが見込まれる。				
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 〔1〕 略 〔2〕 具体的事業の内容 （1） 略 （2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業														
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項			事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項		
	市民大学講座開催事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）			市民大学講座開催事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	八戸三社大祭開催支援事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			八戸三社大祭開催支援事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	中心市街地活性化協議会 <u>支援</u> 事業 〔内容〕 八戸市中心市街地活性化 協議会が行う事業等に対 する支援 〔実施時期〕 平成 20 年度～	市	中心市街地活性化協議会が行 う活性化へ向けた <u>調査研究事業</u> <u>や空き店舗対策事業、コンセン サス形成事業等</u> に対して支援す ることにより、中心市街地の活 性化に向けた多様な主体による 一体的な取組を進めることで、 効果的な中心市街地活性化の推 進を図る。	〔措置の内容〕 中心市街地活 性化ソフト事 業 〔実施時期〕 <u>平成 31 年 4 月</u> <u>～令和 6 年 3 月</u>	<u>区域内</u>			中心市街地活性化協議会 <u>運営支援</u> 事業 〔内容〕 八戸市中心市街地活性化 協議会が行う事業等に対 する支援 〔実施時期〕 平成 20 年度～	市	中心市街地活性化協議会が行 う活性化へ向けた事業や運営等 に対して支援することにより、 中心市街地の活性化に向けた多 様な主体による一体的な取組を 進めることで、効果的な中心市 街地活性化の推進を図る。	〔措置の内容〕 中心市街地活 性化ソフト事 業 〔実施時期〕 <u>平成 31～35 年</u> <u>度</u>	<u>追加</u>		
	八戸えんぶり開催支援事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			八戸えんぶり開催支援事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

	八戸ポータルミュージアム運営事業 [内容] 文化・芸術活動や観光の推進を図るため、<u>中心市街地の拠点施設においてイベントの実施や会場づくりを行う</u> [実施時期] 平成 22 年度～	市	平成 23 年 2 月に開館した当施設は、中心市街地の回遊拠点として賑わいの創出に大きく貢献している。 1 誰もが気軽に立ち寄れる「会場づくり」 2 貸館事業 3 自主事業 ・中心市街地賑わい創出事業 ・文化芸術活動支援事業 ・ものづくり支援事業 ・観光振興事業 <u>の 3 つの事業を行い</u>、賑わいの創出を図る。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月</u>	<u>区域内</u>			八戸ポータルミュージアム運営事業 [内容] 文化・芸術活動や観光の推進を図る、中心市街地の拠点施設を運営する [実施時期] 平成 22 年度～	市	平成 23 年 2 月に開館した当施設は、中心市街地の回遊拠点として賑わいの創出に大きく貢献している。 1 誰もが気軽に立ち寄れる「会場づくり」 2 貸館事業 3 自主事業 ・中心市街地賑わい創出事業 ・文化芸術活動支援事業 ・ものづくり支援事業 ・観光振興事業 <u>を運営の柱として</u>、賑わいの創出を図る。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31～35 年度</u>	<u>追加</u>	
	八戸ブックセンター運営事業 [内容] 「本のまち八戸」を推進する拠点施設で<u>各種事業を実施する</u> [実施時期] 平成 28 年度～	市	平成 28 年 12 月に開館した当施設は、「本を読む人を増やす」、「本を書く人を増やす」、「本でまちを盛り上げる」の 3 つの運営の柱に基づき、本に関する新たな公共サービスを提供しており、中心市街地の賑わい創出に貢献している。 読書会、ギャラリー展、講演会、ワークショップなど、本でまちを盛り上げる様々な企画事業を実施することにより、利用者の増加を図り、活性化に寄与することを目指す。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月</u>	<u>区域内</u>			八戸ブックセンター運営事業 [内容] 「本のまち八戸」を推進する拠点施設の<u>運営をする</u> [実施時期] 平成 28 年度～	市	平成 28 年 12 月に開館した当施設は、「本を読む人を増やす」、「本を書く人を増やす」、「本でまちを盛り上げる」の 3 つの運営の柱に基づき、本に関する新たな公共サービスを提供しており、中心市街地の賑わい創出に貢献している。 読書会、ギャラリー展、講演会、ワークショップなど、本でまちを盛り上げる様々な企画事業を実施することにより、利用者の増加を図り、活性化に寄与することを目指す。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31～35 年度</u>	<u>追加</u>	
	八戸まちなか広場運営事業 [内容] 「緑・水・光」などの自然要素を取り入れた街なかの「庭」のような広場<u>において、イベント実施等により人が集い賑わう空間を創出する</u> [実施時期] 平成 30 年度～	市	八戸ポータルミュージアム「はっち」や八戸ブックセンターの機能を補完、拡充するほか、自由に過ごせる屋外のような広場として、「通り抜ける」、「憩う」、「ランチを取る」、「遊ぶ」、「水や緑、光を感じる」など、中心市街地に新しいアクティビティを生み出す施設として、賑わい創出に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月</u>	<u>区域内</u>			八戸まちなか広場運営事業 [内容] 「緑・水・光」などの自然要素を取り入れた街なかの「庭」のような広場<u>を運営する</u> [実施時期] 平成 30 年度～	市	八戸ポータルミュージアム「はっち」や八戸ブックセンターの機能を補完、拡充するほか、自由に過ごせる屋外のような広場として、「通り抜ける」、「憩う」、「ランチを取る」、「遊ぶ」、「水や緑、光を感じる」など、中心市街地に新しいアクティビティを生み出す施設として、賑わい創出に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31～35 年度</u>	<u>追加</u>	
	<u>八戸市長根</u>屋内スケート場運営事業 [内容] <u>屋内スケート場について、スケートや他のスポーツ、文化活動、大規模イベント</u>	市	長根公園に整備される防災機能を備えたスケートの拠点であり、スケート競技のほか、その他スポーツや文化活動、大規模イベント等にも利用可能で、多くの利用者が見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期]	<u>区域内</u>			<u>(仮称)八戸市</u>屋内スケート場運営事業 [内容] <u>スケートや他のスポーツ、文化活動、大規模イベントに利用可能な屋内スケー</u>	市	長根公園に整備される防災機能を備えたスケートの拠点であり、スケート競技のほか、その他スポーツや文化活動、大規模イベント等にも利用可能で、多くの利用者が見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期]	<u>追加</u>	

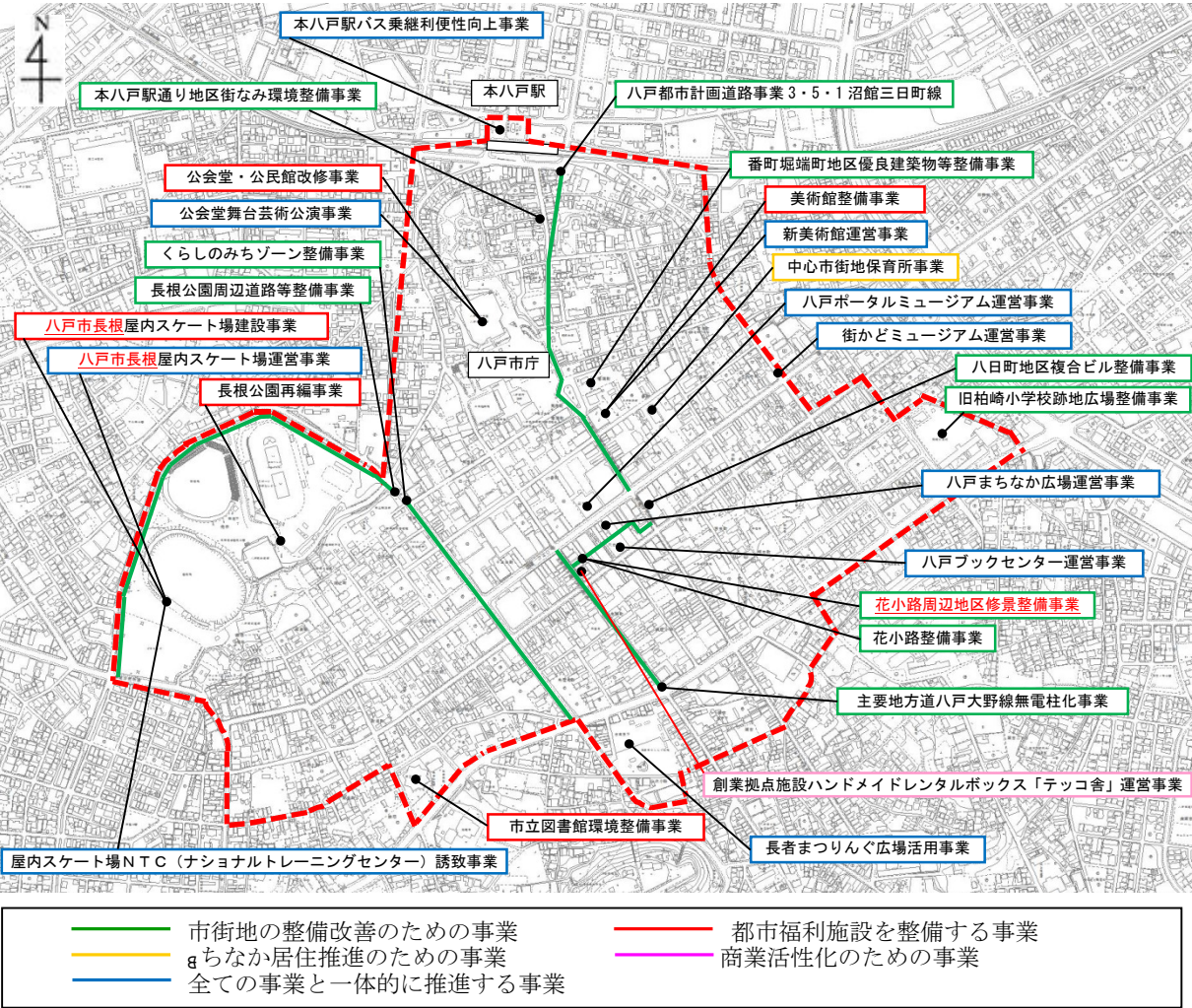
	<u>で活用する</u> [実施時期] 平成 31 年度～		整備後は、中心市街地の徒歩圏内という利点を活かし、大会や合宿、大規模イベントを開催し、集客を図ることで、中心市街地での宿泊、飲食、買物等の機会が増えるなど、賑わい創出に寄与することが見込まれる。	<u>平成 31 年 4 月</u> ～<u>令和 6 年 3 月</u>			<u>ト場を運営する</u> [実施時期] 平成 31 年度～		整備後は、中心市街地の徒歩圏内という利点を活かし、大会や合宿、大規模イベントを開催し、集客を図ることで、中心市街地での宿泊、飲食、買物等の機会が増えるなど、賑わい創出に寄与することが見込まれる。	<u>平成 31～35 年</u> <u>度</u>		
	新美術館運営事業 [内容] 「アートのもちづくり」の中核施設となる新しい美術館<u>で各種事業を実施する</u> [実施時期] 平成 33 年度～	市	市が進める施策「アートのまちづくり」を推進する中核施設となる。 「アート・エデュケーション・ファーム～種を蒔き、人を育み、100 年後の八戸を創造する美術館」をコンセプトに、人づくりやまちづくりに分野横断的に取り組むプログラムを実施する。子どもから大人まで、また、市民から観光客まで幅広い層に利用してもらうことで、賑わいの創出を目指す。また、八戸ポータルミュージアム「はっち」や、八戸ブックセンターとの連携にも取り組む。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>令和 3 年 4 月</u>～<u>令和 6 年 3 月</u>	<u>区域内</u>		新美術館運営事業 [内容] 「アートのもちづくり」の中核施設となる新しい美術館<u>を運営する</u> [実施時期] 平成 33 年度～	市	市が進める施策「アートのまちづくり」を推進する中核施設となる。 「アート・エデュケーション・ファーム～種を蒔き、人を育み、100 年後の八戸を創造する美術館」をコンセプトに、人づくりやまちづくりに分野横断的に取り組むプログラムを実施する。子どもから大人まで、また、市民から観光客まで幅広い層に利用してもらうことで、賑わいの創出を目指す。また、八戸ポータルミュージアム「はっち」や、八戸ブックセンターとの連携にも取り組む。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 33～35 年</u> <u>度</u>	<u>追加</u>	
	はちのへ菊まつり<u>開催</u>支援事業 [内容] 八戸が発祥の地である奥州菊の展示やステージイベント等の開催 [実施時期] 昭和 47 年度～	市・八戸市を緑にする会	はちのへ菊まつりは、八戸市民の花である「菊」を市民に広く周知するとともに、かつて盛んだった菊作りや菊花展を懐かしみ、花に親しみ緑と触れ合うことによって、まちと心が潤い豊かになることを目的とする。 当催事を開催することにより、多くの市民が中心市街地を訪れ、賑わいの創出に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31 年 4 月</u>～<u>令和 6 年 3 月</u>	<u>区域内</u>		はちのへ菊まつり<u>運営</u>支援事業 [内容] 八戸が発祥の地である奥州菊の展示やステージイベント等の開催 [実施時期] 昭和 47 年度～	市・八戸市を緑にする会	はちのへ菊まつりは、八戸市民の花である「菊」を市民に広く周知するとともに、かつて盛んだった菊作りや菊花展を懐かしみ、花に親しみ緑と触れ合うことによって、まちと心が潤い豊かになることを目的とする。 当催事を開催することにより、多くの市民が中心市街地を訪れ、賑わいの創出に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>平成 31～35 年</u> <u>度</u>	<u>追加</u>	
(2) ②略 (3) 略 (4) 国の支援がないその他の事業												
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
	まち歩き推進事業 [内容] 市民及び観光客を対象として、まち歩きを促進する各種イベントを開催することで、まちなかの回遊性	市・ <u>一般財団法人 V I S I T はちのへ等</u>	当事業は、街なか案内人として結成された八戸さんぽマイスターと一緒に街並みや路地、地元で人気のお店などをめぐる観光の新しい形で、地域の暮らしぶりや風習などにふれ、リアル				まち歩き推進事業 [内容] 市民及び観光客を対象として、まち歩きを促進する各種イベントを開催することで、まちなかの回遊性	市・ <u>公益社団法人八戸観光コンベンション協会等</u>	当事業は、街なか案内人として結成された八戸さんぽマイスターと一緒に街並みや路地、地元で人気のお店などをめぐる観光の新しい形で、地域の暮らしぶりや風習などにふれ、リアル			

	を高めるきっかけを提供する [実施時期] 平成 21 年度～		な街の魅力を体験でき ることで、まちのファンを増やし、リ ピーターの増に結びつけること が期待される。					を高めるきっかけを提供 する [実施時期] 平成 21 年度～		な街の魅力を体験でき ることで、まちのファンを増やし、リ ピーターの増に結びつけること が期待される。			
	長者まつりめぐ広場活用 事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)			長者まつりめぐ広場活用 事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	本八戸駅バス乗継利便性 向上事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)			本八戸駅バス乗継利便性 向上事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	大学サテライト事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)			大学サテライト事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	訪日外国人旅行者受入支 援事業 [内容] 外国人観光客の受入能力 を高めるため受け入れ体 制の強化を図る [実施時期] 平成 30 年度～	<u>一般財団法人 V I S I T はちのへ</u>	外国語案内表示や横丁等の飲 食店のメニューの多言語化な ど、外国人観光客の受入体制の 強化により、中心市街地への外 国人の来街機会の増加と賑わい 創出に寄与することが見込まれ る。					訪日外国人旅行者受入支 援事業 [内容] 外国人観光客の受入能力 を高めるため受け入れ体 制の強化を図る [実施時期] 平成 30 年度～	<u>公益社団法人八戸観光 コンベンシ ョン協会</u>	外国語案内表示や横丁等の飲 食店のメニューの多言語化な ど、外国人観光客の受入体制の 強化により、中心市街地への外 国人の来街機会の増加と賑わい 創出に寄与することが見込まれ る。			
	公会堂舞台芸術公演事業 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)			公会堂舞台芸術公演事業 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中心街まちぐみプロジェ クト事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)			中心街まちぐみプロジェ クト事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	市内幹線軸等間隔運行事 業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)			市内幹線軸等間隔運行事 業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	八戸圏域路線バス上限運 賃政策 [内容] バス運賃を初乗り 150 円、 50 円刻みとし、1 乗車あ たりの上限を圏域 8 市町 村間 500 円、市内 300 円と する。 <u>令和元年 10 月より 初乗り 170 円、50 円刻み とし、1 乗車あたりの上限 を圏域 8 市町村間 520 円、 市内 320 円とする。</u> [実施時期] 平成 23 年度～	市、バス事 業者	平成 25 年 10 月から本格実施 された当事業は、公共交通の主 軸である路線バス事業につい て、わかりやすく、利用しやす い運賃体系へ再構築することに より、通学生や高齢者等の移動 制約者ばかりではなく、幅広い 層の利用者を取り込み、持続可 能な公共交通システムへの転換 を図るとともに、圏域住民の広 域的な活動を促進・支援するこ とを目的としており、来街者の 増加が見込まれる。					八戸圏域路線バス上限運 賃政策 [内容] バス運賃を初乗り 150 円、 50 円刻みとし、1 乗車あ たりの上限を圏域 8 市町 村間 500 円、市内 300 円と する。 [実施時期] 平成 23 年度～	市、バス事 業者	平成 25 年 10 月から本格実施 された当事業は、公共交通の主 軸である路線バス事業につい て、わかりやすく、利用しやす い運賃体系へ再構築することに より、通学生や高齢者等の移動 制約者ばかりではなく、幅広い 層の利用者を取り込み、持続可 能な公共交通システムへの転換 を図るとともに、圏域住民の広 域的な活動を促進・支援するこ とを目的としており、来街者の 増加が見込まれる。			
	企画乗車券「まちパス」 <u>発</u> 行事業 [内容] 中心街を含むフリーエリ ア内を 1 日何回でも乗り 降りできるフリー乗車券 の販売 [実施時期] 平成 23 年度～	市、バス事 業者	当事業は、従来の初乗り 130 円区間で最も利用が多かった中 心市街地とその近郊（大型ショ ッピングセンターが立地する江 陽・沼館地区など）を結ぶ指定 エリア内を 1 日何回でも乗り降 りできるフリー乗車券「まちパ ス」 <u>発</u> 」を販売し、中心市街地及び その近郊の周遊の利便性の向上					企画乗車券「まちパス」 <u>300</u> 発行事業 [内容] 中心街を含むフリーエリ ア内を 1 日何回でも乗り 降りできるフリー乗車券 の販売 [実施時期] 平成 23 年度～	市、バス事 業者	当事業は、従来の初乗り 130 円区間で最も利用が多かった中 心市街地とその近郊（大型ショ ッピングセンターが立地する江 陽・沼館地区など）を結ぶ指定 エリア内を 1 日何回でも乗り降 りできるフリー乗車券「まちパ ス」 <u>300</u> 」を販売し、中心市街地 及びその近郊の周遊の利便性の			

		を図ることで、来街を促す。		
公開講座開催促進事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
タウンマネージャー設置事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
八戸七夕まつり運営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
コンベンション誘致事業 [内容] 市内でのコンベンション開催に対し、開催経費の一部を助成することで、観光客をはじめとした多くの来街者の確保を図る [実施時期] 平成 12 年度～	<u>一般財団法人 V I S I T はちのへ</u>	中心市街地には、ホールや会議室が集積しており、コンベンション開催に適している。また、屋内スケート場整備により、大規模なコンベンションの開催が可能となる。 宿泊や飲食、土産物の購入など、経済効果が大きいことから、開催経費の一部を助成し、誘致を図る。		
まちなか共通駐車券運営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
街かどミュージアム運営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
まちなかアート事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>中心市街地にぎわい形成事業</u> [内容] <u>中心市街地のにぎわい形成の取組を検討、実施する</u> [実施時期] <u>令和 2 年度～</u>	<u>市</u>	<u>中心街の関係者、学識経験者、八戸商工会議所の職員等を委員とする八戸中心市街地にぎわい形成事業検討委員会を組織し、中心市街地における道路や低未利用地といった空間の有効活用など、新たな取組を検討、実施することで来街者の滞在環境や回遊性の向上を図られる。</u>		

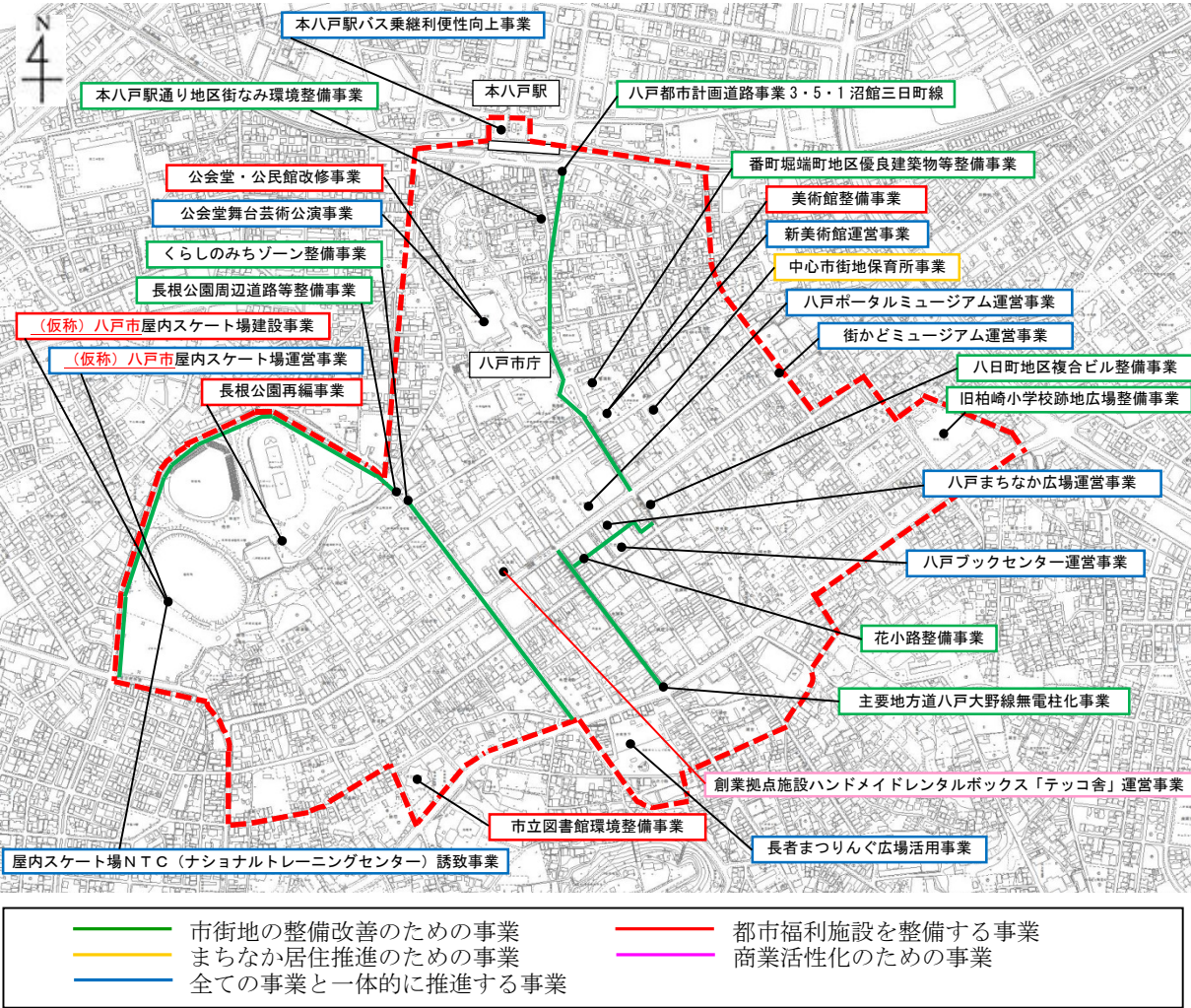
		向上を図ることで、来街を促す。		
公開講座開催促進事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
タウンマネージャー設置事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
八戸七夕まつり運営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
コンベンション誘致事業 [内容] 市内でのコンベンション開催に対し、開催経費の一部を助成することで、観光客をはじめとした多くの来街者の確保を図る [実施時期] 平成 12 年度～	<u>公益社団法人八戸観光コンベンション協会</u>	中心市街地には、ホールや会議室が集積しており、コンベンション開催に適している。また、屋内スケート場整備により、大規模なコンベンションの開催が可能となる。 宿泊や飲食、土産物の購入など、経済効果が大きいことから、開催経費の一部を助成し、誘致を図る。		
まちなか共通駐車券運営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
街かどミュージアム運営事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
まちなかアート事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
新規追加				

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



区域全体にわたる施策		
まちなか住宅取得支援事業	横丁活性化事業	大学サテライト事業
はちのへ空き家再生事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行者受入支援事業
まちなかヘルスアップ事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちの保健室事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
【フラット 35】地域活性化型	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちバス」発行事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	公開講座開催促進事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	タウンマネージャー設置事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会運営支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	コンベンション誘致事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業	まちなかアート事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	中心市街地にぎわい形成事業

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



区域全体にわたる施策		
まちなか住宅取得支援事業	横丁活性化事業	大学サテライト事業
はちのへ空き家再生事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行者受入支援事業
まちなかヘルスアップ事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちの保健室事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
【フラット 35】地域活性化型	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちバス 300」発行事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	公開講座開催促進事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	タウンマネージャー設置事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会運営支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	コンベンション誘致事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業	まちなかアート事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等
略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区 分	構 成 員
法第 15 条 第 1 項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第 15 条 第 4 項関係	市	八戸市
	商業者	八戸中心商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		削除
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
		鷹匠小路商業振興会
		八戸市タクシー協会
	交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社八戸駅
		岩手県北自動車株式会社南部支社
	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸支店
		株式会社みちのく銀行八戸営業部
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		公益社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
		八戸商工会議所女性会
		一般財団法人VISITはちのへ
法第 15 条 第 8 項関係	観光関係	一般財団法人VISITはちのへ
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
	地域報道機関	株式会社ビーエフエム
		株式会社八戸テレビ放送
		株式会社デーリー東北新聞社

オブザーバー	団 体 名
法第 15 条 第 7 項関係	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	八戸警察署
	東北経済産業局産業部
	中小企業基盤整備機構

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等
略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区 分	構 成 員
法第 15 条 第 1 項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第 15 条 第 4 項関係	市	八戸市
	商業者	八戸中心商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		番町協和会
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
		鷹匠小路商業振興会
		八戸市タクシー協会
	交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社八戸駅
		岩手県北自動車株式会社南部支社
	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸支店
		株式会社みちのく銀行八戸営業部
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		公益社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
		八戸商工会議所女性会
		公益社団法人八戸観光コンベンション協会
法第 15 条 第 8 項関係	観光関係	公益社団法人八戸観光コンベンション協会
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
	地域コミュニティ放送	株式会社ビーエフエム
		株式会社八戸テレビ放送
		新規追加

オブザーバー	団 体 名
法第 15 条 第 7 項関係	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	八戸警察署
	東北経済産業局産業部
	中小企業基盤整備機構東北本部

(2) 開催状況（第2期及び第3期計画に関して審議したもの） ① 全体会 第13回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年2月27日） ・次期基本計画について 第14回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年5月29日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第15回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年11月27日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画について 第16回八戸市中心市街地活性化協議会（平成25年5月28日） ・第1期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第2期基本計画の概要について 第17回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年3月12日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第18回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年5月13日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第19回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年12月16日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第20回八戸市中心市街地活性化協議会（平成27年5月13日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第21回八戸市中心市街地活性化協議会（平成27年12月17日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第22回八戸市中心市街地活性化協議会（平成28年5月9日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第23回八戸市中心市街地活性化協議会（平成29年4月27日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第24回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年4月26日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について 第25回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年8月23日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画について 第26回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年2月12日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取） 第27回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年4月25日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第28回八戸市中心市街地活性化協議会（令和2年5月15日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第29回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年 月 日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について ② 幹事会 平成24年度開催状況 第1回（平成24年5月23日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第2回（平成24年8月6日） ・第2期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について	(2) 開催状況（第2期及び第3期計画に関して審議したもの） ① 全体会 第13回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年2月27日） ・次期基本計画について 第14回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年5月29日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第15回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年11月27日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画について 第16回八戸市中心市街地活性化協議会（平成25年5月28日） ・第1期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第2期基本計画の概要について 第17回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年3月12日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第18回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年5月13日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第19回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年12月16日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第20回八戸市中心市街地活性化協議会（平成27年5月13日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第21回八戸市中心市街地活性化協議会（平成27年12月17日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第22回八戸市中心市街地活性化協議会（平成28年5月9日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第23回八戸市中心市街地活性化協議会（平成29年4月27日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第24回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年4月26日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について 第25回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年8月23日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画について 第26回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年2月12日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取） 新規追加 新規追加 新規追加 ② 幹事会 平成24年度開催状況 第1回（平成24年5月23日） ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 第2回（平成24年8月6日） ・第2期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
--	---

第3回（平成24年10月22日） ・第2期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について 第4回（平成24年11月13日） ・第2期 八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 平成25年度開催状況 第1回（平成25年5月22日） ・第1期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第2期基本計画の概要について 第2回（平成25年12月13日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成26年度開催状況 第1回（平成26年4月25日） ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について ・中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 第2回（平成26年12月3日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成27年度開催状況 第1回（平成27年4月28日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第2回（平成27年12月7日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成28年度開催状況 第1回（平成28年4月27日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成29年度開催状況 第1回（平成29年4月17日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成30年度開催状況 第1回（平成30年4月17日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について 第2回（平成30年6月29日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について 第3回（平成30年8月9日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 第4回（平成30年9月25日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について <u>平成元年度開催状況</u> <u>第1回（平成31年4月18日）</u> ・<u>第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について</u> <u>令和2年度開催状況</u> <u>第1回（令和3年 月 日）</u> ・<u>第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について</u> ③ 部会 空き床対策検討部会	第3回（平成24年10月22日） ・第2期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について 第4回（平成24年11月13日） ・第2期 八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 平成25年度開催状況 第1回（平成25年5月22日） ・第1期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第2期基本計画の概要について 第2回（平成25年12月13日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成26年度開催状況 第1回（平成26年4月25日） ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について ・中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 第2回（平成26年12月3日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成27年度開催状況 第1回（平成27年4月28日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 第2回（平成27年12月7日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成28年度開催状況 第1回（平成28年4月27日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について 平成29年度開催状況 第1回（平成29年4月17日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成30年度開催状況 第1回（平成30年4月17日） ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について 第2回（平成30年6月29日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について 第3回（平成30年8月9日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について 第4回（平成30年9月25日） ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について <u>新規追加</u> <u>新規追加</u> ③ 部会 空き床対策検討部会
--	--

平成 24 年 4 月から令和 2 年 3 月までの開催回数・・・9 回 交通アクセス検討部会 平成 24 年 4 月から令和 2 年 3 月までの開催回数・・・10 回 （うち 1 回は花小路整備部会と合同開催） 花小路整備部会 平成 24 年 4 月から令和 2 年 3 月までの開催回数・・・22 回 （うち 1 回は交通アクセス検討部会と合同開催） （3）略 （4）八戸市中心市街地活性化協議会規約 八戸市中心市街地活性化協議会の規約は下記のとおりである。 【八戸市中心市街地活性化協議会規約】 （協議会の設置） 第 1 条 八戸商工会議所及び株式会社まちづくり八戸は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律 9 2 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。 （名称） 第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、八戸市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （協議会の事務所） 第 3 条 協議会の事務所は、株式会社まちづくり八戸に置く。 （目的） 第 4 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定により八戸市が作成しようとする基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第 9 条第 1 0 項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、八戸中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。 （活動） 第 5 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。 （1） 八戸市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出 （2） 八戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整 （3） 八戸市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換 （4） 八戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施 （5） 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換 （6） 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等） （7） その他中心市街地の活性化に関すること （協議会の構成員） 第 6 条 協議会は、次の者をもって構成する。 （1） 八戸商工会議所 （2） 株式会社まちづくり八戸 （3） 八戸市 （4） 法第 1 5 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者 （5） 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者 （入会） 第 7 条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。 （会費） 第 8 条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。	平成 24 年 4 月から平成 30 年 12 月までの開催回数・・・8 回 交通アクセス検討部会 平成 24 年 4 月から平成 30 年 12 月までの開催回数・・・10 回 （うち 1 回は花小路整備部会と合同開催） 花小路整備部会 平成 24 年 4 月から平成 30 年 12 月までの開催回数・・・22 回 （うち 1 回は交通アクセス検討部会と合同開催） （3）略 （4）八戸市中心市街地活性化協議会規約 八戸市中心市街地活性化協議会の規約は下記のとおりである。 【八戸市中心市街地活性化協議会規約】 （協議会の設置） 第 1 条 八戸商工会議所及び株式会社まちづくり八戸は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律 9 2 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。 （名称） 第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、八戸市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （協議会の事務所） 第 3 条 協議会の事務所は、八戸商工会議所に置く。 （目的） 第 4 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定により八戸市が作成しようとする基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第 9 条第 1 0 項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、八戸中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。 （活動） 第 5 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。 （1） 八戸市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出 （2） 八戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整 （3） 八戸市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換 （4） 八戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施 （5） 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換 （6） 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等） （7） その他中心市街地の活性化に関すること （協議会の構成員） 第 6 条 協議会は、次の者をもって構成する。 （1） 八戸商工会議所 （2） 株式会社まちづくり八戸 （3） 八戸市 （4） 法第 1 5 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者 （5） 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者 （入会） 第 7 条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。 （会費） 第 8 条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。
--	--

2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。 (退会) 第9条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。 2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。 (除名) 第10条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。 (1) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。 (2) 会費を1年以上納入しないとき。 2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。 (協議会の組織) 第11条 協議会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。 (1) 八戸商工会議所が指名する者 若干名 (2) 株式会社まちづくり八戸が指名する者 若干名 (3) 八戸市が指名する者 若干名 (4) 第6条第4号の規定による当該構成員が指名する者 1名 (5) 第6条第5号の規定による当該構成員が指名する者 1名 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第12条 協議会に会長、副会長を置く。 2 会長は、八戸商工会議所会頭をもって充てる。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 6 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 (会議) 第13条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。 (会議の運営) 第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。 2 会長は、会議の議長となる。 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は必要に応じて、会議の関係者等の出席を求めることができる。 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 (協議結果の尊重) 第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。 (幹事会の設置) 第16条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、委員及び会長が必要と認める者の中から会長が指名する者(以下「幹事」という。)をもって組織	2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。 (退会) 第9条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。 2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。 (除名) 第10条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。 (1) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。 (2) 会費を1年以上納入しないとき。 2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。 (協議会の組織) 第11条 協議会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。 (1) 八戸商工会議所が指名する者 若干名 (2) 株式会社まちづくり八戸が指名する者 若干名 (3) 八戸市が指名する者 若干名 (4) 第6条第4号の規定による当該構成員が指名する者 1名 (5) 第6条第5号の規定による当該構成員が指名する者 1名 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第12条 協議会に会長、副会長を置く。 2 会長は、八戸商工会議所会頭をもって充てる。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 6 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 (会議) 第13条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。 (会議の運営) 第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。 2 会長は、会議の議長となる。 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は必要に応じて、会議の関係者等の出席を求めることができる。 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 (協議結果の尊重) 第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。 (幹事会の設置) 第16条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、委員及び会長が必要と認める者の中から会長が指名する者(以下「幹事」という。)をもって組織
---	---

する。 3 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 4 前各項に定めるもののほか幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (タウンマネージャー等) 第17条 協議会は、協議会における活動を円滑にするため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー等を配置することができる。 (事務局) 第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局の運営に必要な事項は、<u>株式会社まちづくり八戸</u>が処理する。 (会計年度) 第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (経費の負担) 第20条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。 (監査) 第21条 協議会の出納を監査するため、会計監事2名を置く。 2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。 3 会計監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。 4 会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 (解散の場合の措置) 第22条 会議の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、八戸商工会議所がこれを決算する。 (補則) 第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 附 則 1. この規約は、平成19年11月7日から施行する。 2. 協議会設立時の会長、副会長及び委員並びに会計監事の任期は、第11条第2項、第12条第6項、第21条第4項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。 3. 協議会設立時の幹事の任期は、第16条第3項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。 <u>4. 第3条（協議会の事務所）、第18条（事務局）の改正規約は、平成31年4月25日から実施する。</u> 〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等略 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 〔1〕～〔3〕 略 〔4〕都市機能集積のための事業等 都市機能の集積に特に資すると考えられる事業等については、以下のとおりであり、一体的かつ連携して事業に取り組むことで、それぞれの事業効果を高めながら、活性化を図っていく。 【八戸市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業】					
				第4章	第5章
				第6章	第7章
				第8章	

する。 3 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 4 前各項に定めるもののほか幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (タウンマネージャー等) 第17条 協議会は、協議会における活動を円滑にするため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー等を配置することができる。 (事務局) 第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局の運営に必要な事項は、<u>八戸商工会議所</u>が処理する。 (会計年度) 第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (経費の負担) 第20条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。 (監査) 第21条 協議会の出納を監査するため、会計監事2名を置く。 2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。 3 会計監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。 4 会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 (解散の場合の措置) 第22条 会議の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、八戸商工会議所がこれを決算する。 (補則) 第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 附 則 1. この規約は、平成19年11月7日から施行する。 2. 協議会設立時の会長、副会長及び委員並びに会計監事の任期は、第11条第2項、第12条第6項、第21条第4項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。 3. 協議会設立時の幹事の任期は、第16条第3項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。 <u>新規追加</u> 〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等略 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 〔1〕～〔3〕 略 〔4〕都市機能集積のための事業等 都市機能の集積に特に資すると考えられる事業等については、以下のとおりであり、一体的かつ連携して事業に取り組むことで、それぞれの事業効果を高めながら、活性化を図っていく。 【八戸市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業】					
				第4章	第5章
				第6章	第7章
				第8章	

該 当 事 項 事 業 名 称		市街地整備改善	都市福利施設	住宅の供給	商業の活性化	公共交通の 利便性増進等
旧柏崎小学校跡地広場整備事業		○	○	○		
八日町地区複合ビル整備事業		○		○	○	
本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業		○				
<u>八戸市長根</u> 屋内スケート場建設事業			○			
美術館整備事業			○			
市内幹線軸等間隔運行事業						○
八戸圏域路線バス上限運賃政策						○
企画乗車券「まちパス」 <u>上</u> 発行事業						○
中心市街地保育所事業				○		
中心市街地商業機能誘致事業					○	
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業					○	

※○印は、各事業が位置づけられている分野をあらわす。

1 1．その他中心市街地の活性化に資する必要な事項
略

1 2．認定基準に適合していることの説明
略

該 当 事 項 事 業 名 称		市街地整備改善	都市福利施設	住宅の供給	商業の活性化	公共交通の 利便性増進等
旧柏崎小学校跡地広場整備事業		○	○	○		
八日町地区複合ビル整備事業		○		○	○	
本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業		○				
<u>(仮称) 八戸市</u> 屋内スケート場建設事業			○			
美術館整備事業			○			
市内幹線軸等間隔運行事業						○
八戸圏域路線バス上限運賃政策						○
企画乗車券「まちパス 300 」発行事業						○
中心市街地保育所事業				○		
中心市街地商業機能誘致事業					○	
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業					○	

※○印は、各事業が位置づけられている分野をあらわす。

1 1．その他中心市街地の活性化に資する必要な事項
略

1 2．認定基準に適合していることの説明
略

「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。	改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所 ○計画期間 P1 1． 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2． 中心市街地の位置及び区域 略 3． 中心市街地の活性化の目標 P85、P88～P93、P95～P99、P101 4． 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 P103～107 5． 都市福利施設を整備する事業に関する事項 P109～P112 6． 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 P114～115 7． 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 P118～121 8． 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 P126～P130、P132 9． 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略 10． 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略 11． その他中心市街地の活性化のために必要な事項 P168 12． 認定基準に適合していることの説明 P172
------------------------------------	--